

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	都市整備部	水政課	五軒堀川排水機場他1箇所警備清掃業務委託	ALSOK(株) 大阪支社	1,548,800円	令和8年3月6日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	五軒堀川排水機場の警備システムは、ALSOK(株)が設置しており、緊急通報が当該事業者にかき伝達されないことから、密接不可分の関係にあり、他の事業者では管理運用することが困難である。性質が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
2	都市整備部	水政課	銭屋川排水機場点検整備業務委託	クボタ環境エンジニアリング(株)	6,600,000円	令和8年2月13日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	銭屋川排水機場は、クボタ環境エンジニアリング(株)が整備を行った排水機場であり、当該事業者以外で点検・整備を実施した場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になる。性質が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
3	都市整備部	水政課	五軒堀川排水機場点検整備業務委託	(株)西島製作所 大阪支店	5,830,000円	令和8年3月17日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	五軒堀川排水機場は、(株)西島製作所が整備を行った排水機場であり、当該事業者以外で点検・整備を実施した場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になる。性質が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
4	都市整備部	水政課	市内ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務委託	大阪電気保安協同組合	8,252,640円	令和8年3月25日	令和8年4月1日	令和11年3月31日	第8号	指名競争入札に付したところ、入札者が2者に満たず入札が中止となったため、指名条件を緩和し、再度の指名競争入札に付しましたが、再度入札者が2者に満たず入札中止となりました。設計・積算を見直す余地がないことに加え、既に本市登録業者の中で本業務を履行可能な業者を全て指名しており、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないため随意契約を行うもの。
5	都市整備部	みどり課	R8アライグマ捕獲業務委託	株式会社関西西衛研	単価契約	令和8年3月10日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	「ねずみ駆除及び鳥害駆除を登録していること」、「昼夜問わず出沒するアライグマへの緊急対応ができる「本市内に拠点となる事務所を置いていること」を満たす業者は、株式会社関西西衛研1社のみであるため、株式会社関西西衛研と随意契約を行うものである。
6	都市整備部	道路課	R8四条驛駅構外エレベーター及びベネストリアンデッキ施設清掃業務委託	株式会社JR西日本メンテック	¥1,483,680	令和8年3月12日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本業務につきましては、JR敷地一部での作業であり、JR敷地の清掃業務等と密接不可分の関係であり、同一水準の業務が求められる。当該業務を他の業者に依頼すると、清掃作業に係る水道設備等を含むJR施設を使用することができず、業務に著しい支障が生じるため、既にJR四条驛駅の清掃を行っている業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とします。
7	都市整備部	道路課	R8野崎駅市所管施設清掃業務委託	株式会社JR西日本メンテック	¥1,428,900	令和8年3月12日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本業務につきましては、JR敷地一部での作業であり、JR敷地の清掃業務等と密接不可分の関係であり、同一水準の業務が求められる。当該業務を他の業者に依頼すると、清掃作業に係る水道設備等を含むJR施設を使用することができず、業務に著しい支障が生じるため、既にJR野崎駅の清掃を行っている業者に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものです。

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
8	都市整備部	道路課	R8四条驛駅構外エレベーター施設保守業務委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社	¥2,600,400	令和8年3月30日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本業務の対象であるエレベーター施設の製造元は三菱電機株式会社です。当該施設を適正に保守するためには、製造元である三菱電機株式会社が有する専門的な技術とノウハウが不可欠です。しかし、三菱電機株式会社は直接の保守業務を請け負っておらず、製造元の技術とノウハウを継承し、本施設の保守業務を専門に請け負っているのは、三菱電機ビルソリューションズ株式会社のみです。このため、他の事業者では適正な保守業務の遂行が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社との随意契約といたします。
9	都市整備部	道路課	R8住道新橋止水用鉄扉及び同可動橋整備点検業務委託	株式会社 IHIインフラシステム 関西支店	¥12,100,000	令和8年2月18日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	住道新橋は昭和54年3月水害対策として大阪府が恩智川改修工事に伴い、可動橋を設置しました。当該地の恩智川の水位が警戒水位に達した際には鉄扉を閉鎖し、可動橋を上昇させています。 当該施設は、鉄扉・可動橋及び共用施設から成り、可動橋については道路管理者の施設として位置付けされており、本市と大阪府との管理協定に基づき、本市が管理委託を発注しています。 住道新橋止水用鉄扉及び可動橋設備は株本鐵工所(現:IHIインフラシステム)が施工業者であり、橋梁操作及び点検に関して密接不可の関係にあることから、点検業務を施工業者以外の者にさせた場合、設備等の使用において、トラブルが発生した場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものです。